

名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
1 感染拡大防止協力金	東京都は、施設の使用停止や施設の営業時間の短縮へのご協力依頼について、休業などに全面的に協力いただける都内中小企業および個人事業主の皆さまに「東京都感染拡大防止協力金」を支給します。	50万円（2事業所以上で休業などに取り組む事業者は100万円）	中小企業および個人事業主	事前に、東京都内の青色申告会、税理士、公認会計士などの専門家の確認を受けていただき、申請書類をオンライン、郵送、都税事務所などへの持参、いずれかの方法により提出していただきますようお願いいたします（事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、支給まで時間を要する可能性があります）。専門家に依頼した事前確認にかかる費用は、一定の基準により東京都が別に措置します。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 電話：03-5388-0567	https://www.tokyo-kyugyo.com/
2 タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策を行う都内の法人・個人タクシー事業者に、事業経費の一部を補助します。	・タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策の経費について5分の4を補助します（補助限度額は1台あたり8,000円） ・観光バス（観光周遊および空港アクセスなど）における感染拡大防止設備を設置するための経費について5分の4を補助します（補助限度額は1台あたり（8万円））。	都内の法人・個人タクシー（ハイヤー含む）事業者、および都内に営業所がある観光バス（観光周遊および空港アクセスなど）事業者	詳細は決まり次第、公益財団法人東京観光財団ホームページでご案内します。	産業労働局観光部受入環境課 電話：03-5320-4771 または 03-5320-4881	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/kinkyu-taxibus/
3 飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	新型コロナウイルス感染症の流行により、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める場合、経費の一部を助成します。	販売促進費や車両費、器具備品費などの経費の5分の4以内の額を助成します。	飲食業を営む中小企業者および個人事業主	申請書・添付書類を簡易書留等で、（公財）東京都中小企業新興公社 経営戦略課 業態転換担当まで郵送してください。取組を実施し、実績報告を提出した後に助成金を受けることができます。	公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当 電話：03-5822-7232	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyو/conversion.html
4 東京都商店街新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「STAY HOME週間」に商店街の加盟店が一体で取り組む「自主休業」に対し、奨励金を交付します。	1日あたり50万円を交付します。（最大400万円） ※隣接した2つの商店街で合わせて申請をする場合は、それぞれ1日あたり50万円になります。	都内商店街（加盟店舗数が100店舗以上） ※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象	<申請要件> 対象期間に次の取組を行うとともに、必要に応じ、商店街の状況を踏まえた取組により、一斉休業、輪番休業などを実施すること ・加盟店舗への休業の協力依頼 ・ポスター・ホームページなどによる休業告知 ・巡回などによる自主休業日の状況確認 <申請方法> 申請書類および関係書類を窓口に郵送してください。 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。	産業労働局商工部地域産業振興課 電話：03-5320-4787	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/syoutengai-covid-19/
5 東京都政策課題対応型商店街事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策型）	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、商店街の3密（密集、密室、密接）状態の回避につながる商店街の取組経費を補助します。	商店街が行う次の取組に対し、経費の10分の9を補助します。 ※補助限度額は300万円 ・感染拡大防止に係る取組の周知に要する経費 ・感染拡大防止に係る巡回などに要する経費 ・事業実施に直接必要な備品購入費 ・その他諸経費	都内商店街（加盟店舗数が100店舗以上） ※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象	申請書類および関係書類を窓口に郵送してください。 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。	産業労働局商工部地域産業振興課 電話：03-5320-4787	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/syoutengai-covid-19/

名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
6 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者および組合の方々に、事業継続や経営の安定を図るため、長期かつ低利での融資による支援を行います。	運転資金や設備資金として最大で2億8,000万円まで融資します。組合の場合は、最大で4億8,000万円まで融資します。	中小企業者または組合	都内に事業所を有する中小企業者または組合が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、最近3か月間の売上実績、または今後3か月間の売上見込が、令和元年12月以前の直近の同期と比較して5パーセント以上減少している場合に利用できます。 申請の際は、次の融資申込受付機関にご相談ください。 ・東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関 ・東京信用保証協会 ・東京都中小企業団体中央会 ・都内商工会議所・商工会 ・東京都商工会連合会 ・公益財団法人東京都中小企業振興公社 ・東京都各支庁産業課 ・東京都産業労働局金融部金融課	産業労働局金融部金融課 電話：03-5320-4877	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/007/457/20200305.pdf
7 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換	すでに保証協会の保証付融資を受けていて、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者および組合の方々に、資金繰りの安定化や経営改善を図るため、現在の保証付融資の借り換えを支援します。	運転資金として、すでに保証協会より受けている保証付融資と合わせて最大で2億8,000万円まで融資します。組合の場合は、最大で4億8,000万円まで融資します。	保証協会の保証付融資を利用している中小企業者または組合	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、最近3か月間の売上実績、または今後3か月間の売上見込が、令和元年12月以前の直近の同期と比較して5パーセント以上減少しており、事業計画を策定し資金繰りの安定化や経営改善に取り組んでいる場合に利用できます。申請の際は、東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関にご相談ください。	産業労働局金融部金融課 電話：03-5320-4877	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/13ffb0bb799f5be8d93b88a338d8303f.pdf
8 危機対応融資	大規模な経済危機や災害などの被害を受けた方に、経営の安定化に活用いただける融資制度です。	運転資金や設備資金として最大で2億8,000万円まで融資します。組合の場合は、最大で4億8,000万円まで融資します。	中小企業者または組合	利用に際しては、東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長などの認定などを受けているか、危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けていることが必要です。申請の際には、各認定書を用意して各金融機関に申し込んでください。	産業労働局金融部金融課 電話：03-5320-4877	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/3d4e4c12ee916a9d5695cc6189b3ce9a.pdf
9 新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業	新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に資する事業活動に取り組む都内中小企業を支援するため、都内中小企業が、感染症対策関連商品の製造に必要な最新機械設備を新たに購入するための経費の一部を助成します。	機械設備などの新たな購入、搬入・据付などに要した経費（税抜100万円以上1億円まで）の5分の4以内の額を助成します。	企業または個人事業主	（公財）東京都中小企業振興公社のWEBサイトより申請受付を行い、申請書類を簡易書留などで郵送、もしくは東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課まで持参して提出してください（持参する際は事前に予約してください）。	公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備支援課 電話：03-3251-7884	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyو/coronasetsubi.html
10 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル	東京都労働相談情報センターでは、新型コロナウイルス感染症に関する休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメントや、内定取消しに関する労働問題について、ご相談をお受けしています。	●電話番号：0570-00-6110(東京都ろうどう110番) ●対応時間：平日9時から20時、土曜9時から17時（年末年始・祝日を除く） ※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。 ※平日夜間及び土曜日は、一部対応していない地域があります。	東京都で働いている方、または働きたい方	電話番号をお確かめのうえ、対応時間内にお電話ください。	東京都労働相談情報センター 電話：0570-00-6110	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/index.html
11 オンラインスキルアップ職業訓練（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより停滞する経済活動に再び活力をもたらすよう、知識・技能を備えた人材を育成するため職業訓練を実施します。本訓練は、eラーニングを活用して自宅での受講ができます。	詳細は、下記ページでご確認ください。 ※募集開始は5月下旬を予定しています。 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kyushokusha-kunren/itaku/plan/index.html	東京都にお住まいで、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者、または非正規雇用者、フリーランスの方など	詳細はWebサイトでご確認ください。	産業労働局雇用就業部能力開発課 電話：03-5320-4807	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/itaku/

名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
12 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業	非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給します。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用している中小企業であって、東京労働局管内に雇用保険適用事業所がある企業が対象です。	1事業所につき10万円（1回限り）支給します。	「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組んでいる中小企業	交付申請時及び実績報告時に、それぞれ必要な書類を作成して、東京都産業労働局雇用就業部労働環境課の雇用環境整備促進窓口 に郵送してください。	産業労働局雇用就業部労働環境課 雇用環境整備促進窓口 電話：03-6205-6703	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/
13 中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業	都内中小企業などが従業員に対して行う、eラーニングを利用した職業訓練に係る経費を助成します。	eラーニングの受講料、訓練に付随するID登録料、および訓練に付随する管理料などの対象経費の5分の4を助成します。1中小企業または団体が交付申請できる金額は32万円が上限です。	中小企業および組合や連合会、社団法人や財団法人などのうち、団体の構成員の3分の2以上が中小企業である団体	交付申請書を産業労働局 雇用就業部能力開発課 認定訓練担当まで郵送にて提出してください。訓練実施後には実績報告書を提出してください。	産業労働局雇用就業部能力開発課 電話：03-5320-4718	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/e-learning/
14 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金	新型コロナウイルス感染症等の拡大防止および緊急時における企業の事業継続対策として、テレワークを導入する都内の中堅・中小企業等に対して、その導入に必要な機器やソフトウェア等の経費を助成します。	助成対象となる経費を最大250万円まで支給します。	常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置き、都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加している中堅・中小企業	事業計画書兼支給申請書および必要な書類を、（公財）東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係まで郵送してください。委任状による提出代行はできません。	公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 電話：03-5211-2397	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html
15 テレワーク導入モデル体験事業	新たにテレワークの導入を検討している都内中堅・中小企業などに、テレワークのメリット・効果を体感できる機会の提供をするため、簡易的にテレワークを体験できる端末およびツールを無償貸与しています。	無料で東京都からテレワーク用の端末（ノートパソコン）を1社あたり1台貸与します。希望により、端末とは別にポケットWi-Fiも貸与します。端末の貸与ではなく、企業が所有する端末へのツールなどのインストールも可能です。	テレワーク導入を検討している都内の中堅・中小企業	東京テレワーク推進センターWEBサイトからお申し込み頂いた後、ICT環境や利用シーンの確認を行います。テレワーク機器一式は郵送しますので、1か月間テレワークを体験していただきます。体験終了後には、貸与機器の返却とアンケートにご回答いただきます。	東京テレワーク推進センター 電話：03-3868-0708	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/model-taiken/
16 テレワークオンラインセミナー	東京テレワーク推進センターでは、働き方改革やテレワーク推進に役立つセミナーを開催しています。	無料でオンラインセミナーに参加することができます。	テレワーク・働き方改革・BCP対策にご興味ある企業ご担当者	受付中のセミナーからご希望の内容のセミナーをお選びいただき、東京テレワーク推進センターのWEBサイトよりお申し込みください。	東京テレワーク推進センター 電話：03-3868-0708	https://tokyo-telework.jp/
17 都税の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の廃止などにより収入が大幅に減少した、消毒作業による備品の廃棄により財産に相当な損失が生じた、などの理由で、都税を期限内に支払うことが困難になった方を対象に、徴収猶予を行っています。	新型コロナウイルス感染症の影響により、都税を一時に納付することができない場合、1年以内の期間に限り、都税の徴収や財産の換価を猶予します。	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のようなケースに該当する方 ・収入が大幅に減少した。 ・納税者ご本人、または生計を同じにするご家族が病気にかかった。 ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた。 ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、または休止した。	納税通知書が発送されて以後、または、都税を申告されて以後に、申請してください。 郵送による申請も可能です。所管の都税事務所まで必要書類をご送付ください。	各都税事務所 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html	https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_yuyo.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
18	国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料（税）の取扱いについて	国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料（税）の徴収猶予が認められる場合があります。お住いの各区市町村にお問い合わせください。					
19	個人事業税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、個人事業税（都税）の申告期限を延長しています。	個人事業税の申告期限を令和2年4月16日まで延長します。	個人事業主(フリーランスを含む)	延長期限は令和2年4月16日ですが、4月17日以降についても国税庁において柔軟に対応しています。	各都税事務所 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html	https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2019/shinkoku_enki.html
20	中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減などに対し、中小企業にお勤めの方の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。 なお、個人事業主の方は本制度の対象となりません。	下記の条件により、生活資金の融資を行います。 ・融資限度額：100万円 ・融資期間：5年以内 ・返済方法：元利均等月賦返済 ・融資利率：1.8パーセント（利子については全額、東京都が負担） ・保証料：一般社団法人日本労働者信用基金協会が保証しますので、連帯保証人は原則として不要（保証料は全額、東京都が負担）	下記の要件のすべてを満たす方が対象です。 1.お勤め先の会社等が次のいずれかに該当している方 ・小売業： 資本金・出資金5,000万円以下、または 従業員数50人以下 ・サービス業： 資本金・出資金5,000万円以下、または従業員数100人以下 ・卸売業： 資本金・出資金1億円以下、または従業員数100人以下 ・上記以外の業種： 資本金・出資金3億円以下、または従業員数500人以下 2.現在の勤務先に6か月以上勤務し、現住所に3か月以上居住している方であって、 勤務先、現住所のどちらかが東京都内にあること 3.年間収入(税込)が800万円以下の方 4.住民税の滞納がない方 5.借入金の使途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方	最寄りの中央労働金庫本店またはローンセンター店舗にてお申し込み後、審査を実施します。 お申し込みの際は、お電話にてご予約の上、ご来店ください。	中央労働金庫（都内本店またはローンセンター） https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/fukuri/yushi/rokin.html	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/
21	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業・休業などにより生活資金でお困りの方に、無利子で貸付を行います。	<緊急小口資金> 貸付額：20万円以内（一括交付） ・据置期間：1年以内 ・返済期間：2年以内 ・連帯保証人不要、無利子 <総合支援資金（生活支援費）> 貸付額（世帯人数2人以上）：月額20万円以内、単身：月額15万円以内 ・貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付） ・据置期間：1年以内 ・返済期間：10年以内 ・連帯保証人不要、無利子 ※本資金は、緊急小口資金と同時に貸付けることはできません。	<緊急小口資金> 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯 <総合支援資金（生活支援費）> 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯	お住いの区市町村社会福祉協議会へお申し込みください。	区市町村社会福祉協議会	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/seikatsu/seikatukinn_fukushi.html
22	水道料金のお支払い猶予（23区）	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金を期限内に支払うことが困難になった方を対象に、支払い期限を猶予します。	申し出をした日から最長で4か月、水道料金・下水道料金の支払いを猶予します。 ※猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方 ※個人・法人いずれも対象です。	お住まいの地域を管轄する水道局お客さまセンターに、お電話にてお申し出ください。	水道局お客さまセンター 電話：03-5326-1101	https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h31/press200319-02.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
23	下水道料金のお支払い猶予（23区）	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金を期限内に支払うことが困難になった方を対象に、支払い期限を猶予します。	申し出をした日から最長で4か月、水道料金・下水道料金の支払いを猶予します。 ※猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方 ※個人・法人を問わず、全ての契約者が対象です。	お住まいの地域を管轄する水道局お客さまセンターに、お電話にてお申し出ください。	水道局お客さまセンター 電話：03-5326-1101	https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/news/2020/0319_3707.html
24	水道料金のお支払い猶予（多摩地区）	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金を期限内に支払うことが困難になった方を対象に、支払い期限を猶予します。	申し出をした日から最長で4か月、水道料金・下水道料金の支払いを猶予します。 ※猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方 ※個人・法人を問わず、全ての契約者が対象です。	お住まいの地域を管轄する水道局お客さまセンターに、お電話にてお申し出ください。	水道局多摩お客さまセンター 電話：0570-091-101 または 042-548-5110	https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h31/press200319-02.html
25	下水道料金のお支払い猶予（多摩地区）	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金を期限内に支払うことが困難になった方を対象に、支払い期限を猶予します。	申し出をした日から最長で4か月、水道料金・下水道料金の支払いを猶予します。 ※猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じます。	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方 ※個人・法人を問わず、全ての契約者が対象です。	お住まいの地域を管轄する水道局お客さまセンターに、お電話にてお申し出ください。	水道局多摩お客さまセンター 電話：0570-091-101 または 042-548-5110	https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/news/2020/0319_3707.html
26	移転資金貸付金の償還猶予（対象：既借受者）	新型コロナウイルス感染症の影響により、移転資金貸付金の期限内の返済が困難と認められる方を対象に、納付期限を猶予します。	2020年4月1日から9月30日までに返済期限が到来する移転資金貸付金について、最長で1年間、納付期限を猶予します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、移転資金貸付金の納付期限内の返済が困難と認められる方	詳細は窓口にお問い合わせください。 ※対象者には個別にご案内します。	市街地整備部管理課収用担当 電話：03-5320-5055	https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/03/31/23.html
27	都営住宅等の使用料等の支払期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯所得が減少し、一時的に都営住宅使用料などのお支払いが困難になった方を対象に、支払い期限を延長します。	都営住宅の使用料など3か月分（再度の申請により更に3か月分）の支払い期限を延長できます（免除ではありません）。	都営住宅の居住者の方	詳細は窓口にお問い合わせください。	JKK東京お客さまセンター 電話：0570-03-0071	https://www.to-kousya.or.jp/k_news/r2_4_10news_toei.html
28	公社賃貸住宅等の家賃等の支払期限の延長	東京都住宅供給公社（JKK東京）では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に住宅や店舗の家賃等のお支払いが困難になった方を対象に、支払期限を延長します。	2020年3月分以降の家賃など3か月分の支払期限を延長します。 ※3か月分を超える家賃などについては、事情に応じて6か月分まで対象とします。	<対象となる方> 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、休業・失業等により収入が減少するなど、一時的に家賃等の支払いが困難となった方 ※個人・法人いずれも対象です。 <対象となる契約> 公社一般賃貸住宅・都民住宅（公社施行・借上）・賃貸店舗・駐車場の各賃貸借契約 <対象となる家賃等> ・住宅：家賃、共益費、駐車場使用料 ・店舗：賃貸料、共益費、駐車場使用料	詳細は窓口にお問い合わせください。 ※各月分の支払期限までのお支払いがなかった方には、個別にお知らせします。	JKK東京お客さまセンター 電話：0570-03-0031	https://www.to-kousya.or.jp/k_news/r2_4_10news_kousya.html
29	都営住宅等の使用料等に係る収入再認定請求及び減免申請	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、転職や退職等により収入が減少した場合は、都営住宅使用料等を最新の収入に応じた額に見直すほか、一定基準以下の収入の場合は、使用料が減額されます。	●転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料に見直すことができます。 ●さらに、一定基準以下の収入の場合、使用料を10％から50％減額できます。	都営住宅の居住者の方	詳細は窓口にお問い合わせください。	JKK東京お客さまセンター 電話：0570-03-0071	https://www.to-kousya.or.jp/k_news/r2_4_10news_toei.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
30	失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供	東京都では、インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、生活支援、居住支援、就労支援および資金貸付相談などを実施しています。	生活支援、居住支援、就労支援および資金貸付相談などを実施しています。詳細は、「TOKYOチャレンジネット」のWebサイトをご覧ください。	●就労を継続して自立した生活を目指しており、東京都内での生活実態がある方 ●上記以外で生活に困窮している方（就労による自立が困難な方）	＜就労により自立した生活を目指している方＞ 「TOKYOチャレンジネット」のWebサイトでご確認ください。 ＜就労による自立が困難な方＞ お住まいの（ネットカフェなどの所在の）地域の福祉事務所、自立相談支援機関へお問合せください。	・TOKYOチャレンジネット ・福祉事務所 ・自立相談支援機関	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/teisyotokusyataisaku/tokyochallenge.html
31	運転免許証の有効期間の延長手続方法の追加措置	新型コロナウイルスを理由として、有効期間までに運転免許の更新手続を行うことができない場合は、有効期間の延長手続を行うことができます。	運転免許証の有効期間を3か月延長することができます。 ※延長手続をした運転免許証の裏面には延長した旨及び延長された期日が記載されるなどされ、その日まで車両の運転および免許更新をすることができます。 ※本運転免許証の有効期間の延長手続は、有効期間内のみ行うことができます。 延長手続を行わない場合は、有効期間は延長されず、運転免許は失効します。	・運転免許証の有効期間が2020年7月31日までの方 ・すでに運転免許証の有効期間の延長措置の手続を行い、延長後の有効期間が2020年7月31日までの方 ※代理人による申請もできます。	運転免許試験場・運転免許更新センター・都内の全警察署の各窓口のほか、郵送での手続きもできます。	警視庁運転免許本部 免許管理第一係 電話：03-6717-3137	https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/koshin/koshin/enchosochi.html
32	下水道料金のお支払い猶予（工事等の一時使用分）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都下水道局では下水道局が単独で請求している下水道料金について、一時的に支払いが難しい方に、一定期間の支払い猶予対応を行います。	下水道料金のお支払いを、一定期間猶予させていただきます。	企業	ご使用場所の区を管轄する下水道事務所お客様サービス課の業務担当までご連絡ください。	各地区下水道事務所お客さまサービス課(業務担当)	https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/news/2020/0319_3706.html
33	下水道料金のお支払い猶予（地下鉄・洞道湧水使用分）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都下水道局では下水道局が単独で請求している下水道料金について、一時的に支払いが難しい方に、一定期間の支払い猶予対応を行います。	下水道料金のお支払いを、一定期間猶予させていただきます。	企業または個人事業主	下水道局経理部業務管理課の認定管理担当までご連絡ください。	下水道局経理部業務管理課(調定管理担当) 電話：03-5320-6574	https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/news/2020/0319_3706.html
34	河川占用料の納付期限猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に河川占用料を納付期限内に納めることが困難になった方を対象に、納付期限を猶予します。	占用者などからの申し出に基づき、最長で4か月、納付期限を猶予します。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に河川占用料を納付期限内に納めることが困難になった占用者など ※個人・法人いずれも対象です。	納入通知書に記載の建設事務所などにお電話にてお申し出ください。	各建設事務所管理課 https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html "> https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007563.html
35	都立公園・霊園の占用料等の納付期限の猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に都立公園・霊園の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	都立公園・霊園の占用者	都内公園緑地事務所などにご連絡ください。	建設局公園緑地部公園課 電話：03-5320-5376	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007563.html
36	道路占用料の納付期限猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に道路占用料の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	都立公園・霊園の占用者	都内建設事務所などにご連絡ください。	各建設事務所管理課 https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html "> https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007563.html
37	中央卸売市場の市場業者向け光熱水費の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなどした市場業者に対し、光熱水費の支払いを猶予する。詳細は中央卸売市場管理部財務課会計担当にお問い合わせください。 ＜お問合せ先＞ 中央卸売市場管理部財務課会計担当 電話：03-5320-5742					
38	港湾及び海岸保全区域に係る占用料等の納付期限猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に港湾及び海岸保全区域占用料の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	港湾、海岸保全区域に係る占用者	港湾については東京港管理事務所に、海岸保全区域については港湾局港湾経営部にご連絡ください。	港湾局港湾経営部経営課 電話：03-5320-5551	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007565.html
39	海上公園に係る占用料等の納付期限猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に海上公園占用料の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	海上公園に係る占用者	東京港管理事務所にご連絡ください。	港湾局臨海開発部海上公園課 電話：03-5320-5575	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007565.html
40	島しょの港湾、漁港等に係る占用料等の納付期限猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に島しょの港湾、漁港占用料の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	島しょの港湾、漁港などに係る占用者	各支庁にご連絡ください。	港湾局離島港湾部管理課 電話：03－5320-5653	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007565.html
41	島しょの空港、調布飛行場に係る使用料等の納付期限猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に島しょの空港、調布飛行場占用料の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	島しょの空港及び調布飛行場に係る占用者	島しょの空港については各支庁に、調布飛行場については調布飛行場管理事務所にご連絡ください。	港湾局離島港湾部管理課 電話：03－5320-5627	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007565.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
42	東京ヘリポートに係る使用料等の納付期限猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都では、一時的に港湾及び海岸保全区域占用料の納付が困難な事情がある方に、納付期限の猶予対応を行います。	最長で4か月、納付期限を猶予いたします。	企業または個人事業主	東京港管理事務所にご連絡ください。	港湾局東京港管理事務所港務課ヘリポート担当 電話：03-3522-2681	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007565.html
43	中央卸売市場の市場使用料の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなどした市場業者に対し、市場使用料の支払いを猶予する。詳細は中央卸売市場管理部財務課財政担当にお問い合わせください。 <お問合せ先> 中央卸売市場管理部財務課財政担当 電話：03-5320-5744					
44	都立霊園一時収蔵施設及び短期収蔵施設の更新及び遺骨引取手続き対応について	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時収蔵施設および短期収蔵施設の更新手続きと、同施設における遺骨引取手続きについて、期日に猶予を設けています。	・一時収蔵施設および短期収蔵施設の更新手続きについては、令和2年5月31日まで、更新期限を猶予します。 ・同施設における遺骨引取手続きについては、令和2年5月31日まで、遺骨引取期限を猶予いたします。 ※令和2年6月以降の対応については、状況を見て判断いたします。	令和2年3月26日から令和2年5月31までの間に使用の更新および使用期間満了後の遺骨引取手続きの必要がある方	詳しくは窓口までお問合せ先ください。	ご使用の一時収蔵施設・短期収蔵施設を管理する霊園管理事務所または、霊園管理所 https://www.tokyo-park.or.jp/reien/park/index.html https://www.tokyo-park.or.jp/reien/park/index.html	https://www.tokyo-park.or.jp/reien/announcement/46282.html
45	都立学校の授業料の納付猶予	新型コロナウイルスに伴う外出自粛等の理由により、納付書による授業料の納付ができない場合、納入期限を超過しての納付も認めるほか、一定期間督促等は実施しません。詳しくは各学校へお問い合わせください。				<お問合せ先> 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 電話：03-5320-7862 教育庁都立学校教育部特別支援教育課 電話：03-5320-6754	
46	家計急変に伴う都立学校の授業料免除	新型コロナウイルスの影響により、保護者等の失職、倒産等で家計が急変し、授業料の納付が困難になった場合、授業料を全額免除します。詳しくは各学校へお問い合わせください。				<お問合せ先> 教育庁都立学校教育部高等学校教育課 電話：03-5320-7862 教育庁都立学校教育部特別支援教育課 電話：03-5320-6754	
47	都立の大学・高専の授業料の減免等（都立大）	経済的理由などにより、授業料の納付が困難な学生に対して、授業料を減免・分納する制度があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、前期授業料の納入期日を1か月延長します。	<授業料の減免・分納(一般学生)> ・奨学金などを利用してなお授業料の納付が極めて困難な場合、授業料を減額または免除します。 ・授業料の一括納付が困難な場合、各期の授業料を3回に分割して納付することができます。 ※このほか、私費留学生の授業料減免・分納制度もあります。 <前期授業料納入期日の延長> 大学および大学院の前期授業料の納入期日を4月27日(月曜)から5月26日(火曜)に延長します。	<授業料の減免・分納(一般学生)> 下記のいずれかに該当し、経済的理由により授業料の納付が極めて困難である、本学の在学生が対象です。 1.生活保護法による生活保護世帯である、または大学進学に伴い保護世帯から分離した 2.生業不振・失業などのため世帯の生計が困難である 3.授業料納付期限前6月以内（入学初年次生については1年以内）に、本人または学資負担者の住居が災害により全壊または半壊したことにつき罹災証明書の交付を受けた	減免または分納の申請は各期（前期・後期）ごとに行う必要があります。申請受付期間、提出書類などについては、各期に配布する申請要項でご確認ください。	東京都立大学管理部学生課 減免分納担当	https://gs.tmu.ac.jp/topics/271.html
48	都立の大学・高専の授業料の減免等（産技大）	経済的理由などにより、授業料の納付が困難な学生に対して、授業料を減免・分納する制度があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、前期授業料の納入期日を1か月延長します。	<授業料の減免（日本人学生、永住者など向け）> 経済的に授業料の納付が極めて困難な場合、授業料の全額または半額を免除します。 ※上記以外の外国籍学生や社会人学生向けの減免制度もあります。 <授業料の分納> 経済的理由により各期の授業料の一括納付が困難な学生については、前期（第1・2クォータ）・後期（第3・4クォータ）ごとに申請に基づき授業料を3回の分割納入にする制度があります。 <前期授業料納入期日の延長> 大学および大学院の前期授業料の納入期日を4月27日(月曜)から5月26日(火曜)に延長します。	<日本人学生、永住者など向け減免> 日本国籍を有する学生および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者など出入国管理に関する特例法による特別永住者の学生もしくは出入国管理および難民認定法による永住許可を受けている学生 ※その他の対象者や詳細についてはWebサイトでご確認ください。 <授業料の分納> 本学の在学生 <前期授業料納入期日の延長> 本学の在学生	前期（第1・2クォータ）・後期（第3・4クォータ）ごとに申請が必要です。	東京都立産業技術大学院大学管理部管理課 電話：03-3472-7832	https://aiit.ac.jp/admission/scholarship.html
49	都立の大学・高専の授業料の減免等（高専）	所得要件に合致する世帯の学生、および家計状況が急激に変化したと認められる世帯に属する学生を対象に、授業料を減額または免除します。	授業料を減額または免除します。	全学年の学生が対象です。 ※ただし、本科の第1学年から第3学年まで（入学後在籍36か月まで）は、「高等学校就学支援金」および「授業料軽減制度」が優先されます。	各キャンパスの管理課教務学生係までお問い合わせください。	東京都立産業技術高等専門学校管理部 高専品川キャンパス管理課 電話：03-3471-6331 東京都立産業技術高等専門学校管理部 高専荒川キャンパス管理課 電話：03-3801-0145	https://www.metro-cit.ac.jp/examinee/jugyoryo.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
50	新型コロナコールセンター	新型コロナウイルス感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内です。	●電話番号：0570-550-571 ●対応時間：9時から22時（土曜・日曜・祝日を含む毎日） ●対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語 ※新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、最寄りの保健所でも対応しています。	新型コロナウイルス感染症に関して心配のある一般の方	電話番号をお確かめのうえ、対応時間内にお電話ください。	新型コロナコールセンター（一般相談） 電話：0570－550571	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html
51	東京都緊急事態措置等・感染拡大協力金相談センター	対策特別措置法に定める要請・指示などの措置に対する疑問や不安、感染拡大防止協力金制度に関する質問などの相談窓口のご案内です。	●電話番号：03-5388-0567 ●対応時間：9時から19時（土曜・日曜・祝日を含む毎日） ※緊急事態措置についてはWebサイト上にFAQを掲載しています。 ※新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、新型コロナコールセンター（電話：0570-550-571）で受け付けます。	個人・法人を問わずどなたでも	電話番号をお確かめのうえ、対応時間内にお電話ください。	東京都緊急事態措置等・感染拡大協力金相談センター 電話：03-5388-0567	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007625.html
52	東京都 新型コロナ対策パーソナルサポート（LINE）	LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」では、一人ひとりに応じた新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせします。	LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」と友だちになり、ご自身の健康状態などを入力いただくことで、一人ひとりに応じた新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせします。	一般の方（個人）	「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」を友だちに追加してください。 ※利用にはLINEアプリへの登録が必要です。	新型コロナ対策パーソナルサポート@東京（LINE）	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html
53	外国人向け生活相談センターの設置（感染拡大に伴う不安や生活への影響について、外国人等からの多様な相談に対応）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安や生活への影響について、日本語を母語としない方からの多様な相談に対応する、外国人向け生活相談センターを設置しています。	●電話番号：0120-296-004（フリーダイヤル） ●開設時間：10時から17時（土曜・日曜・祝日を除く） ●対応言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語 ※緊急事態措置等に関する疑問や不安、感染拡大防止協力金制度に関する日本語での質問等については、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）で受け付けます。 ※新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、新型コロナコールセンター（電話：0570-550-571）で受け付けます。	日本語を母語としない外国人の方	電話番号をお確かめのうえ、対応時間内にお電話ください。	東京都外国人新型コロナ生活相談センター Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents（略称：TOCOS トコス） 電話：0120-296-004	https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/16/11.html
54	新型コロナ受診相談窓口	風邪の症状や37.5℃以上の発熱が続いている、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ（呼吸困難）があるなど、新型コロナウイルス感染症を疑われる方の相談をお受けしています。	電話番号、受付時間など詳細はWebサイトでご確認ください。	東京都内にお住まいの方	最寄りの保健所の相談センターにご連絡ください。	各新型コロナ受診相談窓口 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html
55	新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口	新型コロナウイルスの影響により、解雇や雇止め、内定取消し等で離職した方の相談をお受けしています。	●電話番号：03-5213-5013 ●相談時間（ダイヤル対応時間） 平日：9時から20時 土曜：9時から17時 ●支援内容 ・今後のお仕事探しについての相談・カウンセリング ・東京しごとセンターで提供している各種就職支援プログラム等のご案内 ・その他、関係機関・窓口のご紹介	東京都内にお住まいの方または仕事をお探しの方	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り電話相談をご利用ください。	東京しごとセンター 1F総合相談フロア 電話：03-5213-5013	https://www.tokyoshigoto.jp/important/detail/notice_3966.html
56	新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣	新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている中小企業の課題解決のため、無料の中小企業診断士などの専門家派遣による支援を行います。	経営戦略の見直しやテレワークの推進、各種支援策の活用方法などのような課題に対し、中小企業診断士などの専門家がアドバイスいたします。	経営面で影響を受けている中小企業、および飲食店などの個人事業主	（公財）東京都中小企業振興公社が設置する「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を受けてください。 公社が派遣の必要性があると判断した場合に専門家が派遣されます。	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 新型コロナウイルスに関する特別相談窓口 電話：03-3251-7881	https://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/2003/0001.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
57	新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、従業員の雇用継続のため、国の「雇用調整助成金」の特例措置や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用しようとする中小企業へ、無料の社会保険労務士などの専門家派遣による支援を行います。	派遣を決定してから令和3年3月31日（水）までの期間内に、最大5回（1回あたりの派遣時間は原則2時間以内）まで派遣されます。	国の「雇用調整助成金」の特例措置、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用しようとする中小企業	申請書などの必要書類を準備し、東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当まで郵送するか持参してください。申請書類の提出後に東京都の職員が課題等について原則電話によりヒアリングを行い、専門家の派遣が決定されます。	労働相談情報センター事業普及課 電話：03-5211-2248	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/senmonka-haken/
58	中央卸売市場の市場業者向け専門家による経営相談	新型コロナウイルス感染症の影響による市場業者（仲卸業者・関連事業者・卸売業者）の経営上の課題等について、専門家による無料の経営相談を実施する。詳細は中央卸売市場事業部移転・経営支援担当にお問い合わせください。				<お問合せ先> 中央卸売市場事業部移転・経営支援担当 電話：03-5320-5764	
59	新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口（資金繰りに関する相談）	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受ける中小企業を対象に、資金繰りに関する相談窓口を設置しています。	無料で資金繰りに関する相談に対応します。	中小事業者または個人事業主	平日の9時から17時（当面の間は19時まで実施しています）までの間に、産業労働局 金融部 金融課までご連絡ください。	産業労働局金融部金融課 電話：03-5320-4877	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0305_13201.html
60	新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口（経営に関する相談）	新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業者を支援するため、特別相談窓口を設置しています。	無料で経営に関する相談に対応します。	中小事業者または個人事業主	受付時間は、平日の9時から16時30分まで、火曜日は19時まで夜間相談を行っています。受付時間に公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援課までご連絡ください。	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 電話：03-3251-7881	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/soudan/corona.html
61	フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口（資金繰りに関する相談）	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けるフリーランスを含む個人事業主を対象に、資金繰りに関する相談窓口を設置しています。	無料で資金繰りに関する相談に対応します。	個人事業主(フリーランスを含む)	平日の9時から17時（当面の間は19時まで実施しています）までの間に、産業労働局 金融部 金融課までご連絡ください。	産業労働局金融部金融課 電話：03-5320-4877	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0305_13201.html
62	フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口（経営に関する相談）	新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受けるまたは、その恐れがあるフリーランスを含む個人事業主を支援するため、特別相談窓口を設置しています。	無料で経営に関する相談に対応します。	個人事業主(フリーランスを含む)	受付時間は、平日の9時から16時30分まで、火曜日は19時まで夜間相談を行っています。受付時間に公益財団法人 東京都中小企業新興公社 総合支援課までご連絡ください。	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 電話：03-3251-7881	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/soudan/corona.html
63	聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化	新型コロナウイルスの感染が拡大する中、東京都では、聴覚障害者が安心して医療機関等を受診できる体制を整備するため、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話サービスを開始します。	新型コロナウイルスの感染が疑われる聴覚障害者が、医療機関の受診において手話通訳を必要とする場合、スマートフォンなどのテレビ電話機能による遠隔手話通訳を利用することができます。	都内にお住まいの聴覚障害のある方で、新型コロナウイルスの感染が疑われ、「新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）」の受診が必要な方	まずは「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）」またはかかりつけ医へご相談ください。ご相談の結果、「新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）」への受診が必要だと判断された方は、受診前に、居住地の区市町村相談窓口（手話通訳派遣窓口）に手話通訳派遣依頼を行ってください。 「新型コロナ外来」の受診の際には、都が委託した手話通訳センターのオペレーターと接続して、リアルタイムで手話通訳を行います。ご自身のスマートフォン等にアプリをインストールしてお使いください。	福祉保健局障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当 電話：03-5320-4147 ファックス：03-5388-1413	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/corona-deaf-communication-online.html
64	新型コロナの入院・宿泊療養時のペットに関する相談専用ダイヤル	新型コロナウイルス感染症による入院・宿泊療養の際、ペットの預け先が見つからない等の相談をお受けしています。					https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/doubutsu_oshirase/coronavirus_pet.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
65	T O K Y O M Xテレビを活用した小学生向け生活・学習支援番組「T O K Y O おはようスクール」	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた学校の臨時休業が続く中、小学生が一日をスタートさせ、生活のリズムを整え、自分に合った学習を進められるように、地上波のテレビ番組「TOKYOおはようスクール」を放送しています。	学校で行われる「朝の会」と「帰りの会」をそれぞれ模した時間帯で番組を放送します。	小学校の全ての学年のお子さん	TOKYO MXテレビにて放送しています。 詳細はWebサイトにてご確認ください。	教育庁指導部義務教育指導課 電話：03-5320-6841	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200410_01.html
66	学びの支援サイト	新型コロナウイルスに伴う臨時休業期間における児童・生徒の学びを支援するWebサイトを紹介します。家庭学習等において、ぜひ、ご活用ください。	小学生・中学生・高校生の学びを支援する様々なプリント教材や電子版教材、動画、Webサイトのほか、「学びの支援サイト」を活用した家庭学習の進め方についてご紹介しています。	小学校・中学校・高等学校の児童・生徒	「学びの支援サイト」ページから、各リンク先ページ・サイトをご覧ください。	教育庁指導部義務教育指導課 電話：03-5320-6841	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/learning_support.html
67	学校の臨時休業に伴う学童クラブ緊急対策	学校の臨時休業に伴い、各区市町村が実施する学童クラブ事業に対して財政支援を行っています。これらの事業については、お住まいの各区市町村にお問い合わせください。					
68	学校の臨時休業に伴う児童館等を活用した居場所の確保対策	学校の臨時休業に伴い、各区市町村が実施する児童館等を活用した居場所の確保対策事業に対して財政支援を行っています。これらの事業については、お住まいの各区市町村にお問い合わせください。					
69	学校の臨時休業に伴う子供の食の確保緊急対策	学校の臨時休業に伴い、各区市町村が実施する子供の食の確保緊急対策事業に対して財政支援を行っています。これらの事業については、お住まいの各区市町村にお問い合わせください。					
70	学校の臨時休業に伴う保育施設を活用した一時預かり対策	学校の臨時休業に伴い、各区市町村が実施する一時預かり事業に対して財政支援を行っています。これらの事業については、お住いの各区市町村にお問い合わせください。					
71	学校の臨時休業に伴うベビーシッターの利用支援事業	学校の臨時休業に伴い、各区市町村が実施するベビーシッターの利用支援事業に対して財政支援を行っています。これらの事業については、お住まいの各区市町村にお問い合わせください。					
72	保育施設等の臨時休園等に伴う保育料減額に対する支援	保育施設等の臨時休園等に伴い、各区市町村が実施する保育料の減免対応に財政支援を行っています。これらの事業については、お住まいの各区市町村にお問い合わせください。					
73	学校の臨時休業に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業	学校の臨時休業に伴い、病院内保育所において学童の受入れを行う病院等に、国から財政支援を行っています。これらの事業については、福祉保健局少子社会対策部保育支援課までお問い合わせください。				<お問合せ先> 福祉保健局少子社会対策部保育支援課地域福祉担当 電話：03-5320-7775	
74	保育施設等の臨時休園等に伴うベビーシッターの利用支援事業	保育施設等の臨時休園等に伴い、各区市町村が実施するベビーシッターの利用支援事業に対して財政支援を行っています。これらの事業については、お住いの各区市町村にお問い合わせください。					
75	とうきょうママパパ応援事業 (感染防止に資する取組を支援)	妊婦への感染防止のために必要な物品、タクシー移動に使えるチケット等の配布や妊婦の状況把握を行う区市町村の取組を支援しています。これらの事業については、お住いの各区市町村にお問い合わせください。					
76	条例に基づく行政手続の延長・免責	条例などに基づく手続きについて、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた方が行う場合に、期間の延長または義務の免責があります。	1. 条例などに基づく許可などの存続期間（有効期間）が、最長で令和2年（2020年）9月30日まで延長されます。 2. 条例などに基づく義務を履行できない場合の免責期限が、令和2年（2020年）7月31日まで設定されます(処分や刑罰を受けません)。 ※告示により延長の対象となる手続きの情報や、延長・免責の対象となる手続きの詳細は、各局にお問い合わせください。	新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた方で、条例などに基づく手続きを行う必要のある方	延長・免責の対象となる手続きの詳細は、各局にお問い合わせください。	各局（リンク先の案内をご覧ください） https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/02gyokaku/gyouseitetuduki.html https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/02gyokaku/gyouseitetuduki.html	https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/02gyokaku/gyouseitetuduki.html
77	芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、芸術文化関係の制作や発信の場が失われているアーティスト、クリエイター、スタッフの方々の創作活動を支援し、東京の多彩な芸術文化の魅力を伝えるため、自由な発想を基にした動画作品を募集し、専用サイトで配信します。	・プロとして芸術文化活動に携わるアーティスト、クリエイター、スタッフの方々から、自由な発想を基にした動画作品を募集し、専用サイトで配信します。 ・動画作品を制作した方々には、出演料相当として一人当たり10万円（税込）を支払います（1作品につき上限100万）。	東京都に居住、または都内を主な活動拠点にしているプロのアーティスト、クリエイター、スタッフなど ※その他、分野や職種など、応募には要件があります。詳しくは募集要項をご確認ください。	5月15日（金）に開設する予定の専用サイトから登録を行ってください。	東京都生活文化局文化振興部企画調整課 電話：03-5388-3197	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/katsu_shien/0000001441.html
78	「おうちで運動」特集！	外出自粛やテレワークの中、家で気軽に取り組むことができる運動を紹介しています。楽しく、おうち時間を過ごすためご活用ください。アスリートからのメッセージも配信しています。				<お問合せ先> オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課 電話：03-5320-7723	https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/stayhome_enjoysports.html

	名称	支援概要	支援内容	対象	申請方法	所管・窓口	ホームページ
79	東京都特定不妊治療費助成事業の取扱いについて	特定不妊治療費助成について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から令和2年度に治療を延期した場合、助成対象となる年齢要件および通算助成回数の要件を時限的に緩和します。 また、令和2年1月から3月までに終了した治療費の申請について、一部書類が間に合わない場合でも、受付の対象とします。	<助成対象となる年齢要件の緩和> ・現在：1回の治療期間初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦が対象 ・今回：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦については、1回の治療期間初日の妻の年齢が44歳未満まで対象 <通算助成回数の年齢要件の緩和> ・現在：初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合は、通算6回（40歳以上の場合は通算3回）まで助成 ・今回：令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦については、初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満まで通算6回助成 <令和2年1月から3月末治療費の申請について> 令和2年1月から3月末に終了した特定不妊治療費の申請期限は、特例として令和2年6月30日（当日消印有効）までとしています。 やむを得ず一部書類が申請期限内に間に合わない場合、「当初申請時添付様式」を添付のうえ、期限内に申請を行うことで、受付の対象とします。 ※提出が間に合わなかった書類は、後日、ご用意ができ次第、早急にご送付ください。 ※審査は、必要書類がすべて揃ってから行うため、その分、結果通知も後ろ倒しになります。	<助成対象となる要件の緩和> 次の年齢要件、および特定不妊治療費助成の支給要件に該当し、新型コロナウイルスの感染防止の観点から令和2年度に治療を延期した夫婦 ・助成対象となる年齢要件の緩和：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である ・通算助成回数の年齢要件の緩和：令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である <令和2年1月から3月末治療費の申請について> 令和2年1月から3月末に終了した特定不妊治療費の申請を行う方で、一部書類が提出期限に間に合わない方	治療の延期が新型コロナウイルスの感染防止の観点からなされたものであることが、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）内で証明されている必要があります。 詳細はWebサイトにてご確認ください。	福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/top.html
80	東京都不妊検査等助成事業の取扱いについて	東京都不妊検査等助成について、平成31年4月2日から令和3年3月31日までに検査を開始した夫婦が、新型コロナウイルス感染予防の観点から治療を延期する場合、助成対象期間および申請期限を検査開始日から2年間に延長します。	・助成対象期間を、検査開始日から2年間に延長します。 ・申請期限を、検査開始日から2年以内に延長します。	次の要件をどちらも満たす方が対象です。 1.平成31年4月2日から令和3年3月31日までに、東京都不妊検査等助成の対象となる検査を開始した夫婦であること 2.治療を延期した理由が新型コロナウイルス感染予防の観点からであること	詳細はWebサイトにてご確認ください。	福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funinkensa/gaiyou.html